

第 3 4 回宇都宮市都市計画審議会議事録

平成 19 年 1 1 月 2 7 日
午後 1 : 3 0 ~
1 4 A 会議室

出席委員	1号委員 荒井雅彦委員，青木格次委員，半田和男委員， 鈴木幸子委員，永井護委員，船田武彦委員，竹澤敬三委員
	2号委員 熊本和夫委員，渡辺通子委員，浅川信明委員
	3号委員 山口幸志委員，奥村俊夫委員
代理出席	柳田秀男委員（代理出席者：村上憲二） （計 1 3 名）
欠席委員	小堀志津子委員，今井恭男委員 （2 名）
出席幹事	笠井純幹事，栗田健一幹事，入山俊夫幹事， 水沼栄幹事（代理出席者：佐々木民扶），飯野彰幹事，関哲雄幹事 （6 名）
臨時幹事	斉藤寧幹事（区画整理計画課長），吉澤信二幹事（東部区画整理事業課 長），別井実幹事（消防本部予防課長，代理出席者：小林善次） （3 名）
事務局	飯塚由貴雄書記，鈴木俊夫書記，入江彰一書記，長谷川昌史書記 （4 名）

飯塚書記

お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、只今から、第34回宇都宮市都市計画審議会を開会いたします。

開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。先日、送付いたしました、

- ・第34回宇都宮市都市計画審議会次第

- ・議案第1号

「宇都宮都市計画用途地域の変更」

- ・議案第2号

「宇都宮都市計画地区計画の変更」

- ・議案第3号

「宇都宮都市計画防火地域又は準防火地域の変更」

の議案書となります。

次に、本日配布の資料は、説明資料1及び説明資料2となります。

以上不足しているものがありましたら、お知らせください。

よろしいでしょうか。

永井議長

それでは、事務局より本会の成立についてご報告願います。

鈴木書記

本日の会議でございますが、現在出席委員は13名でございます。これは、当審議会条例第6条にございます『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

また、本日、傍聴者はおりません。

永井議長

それでは、忌憚のないご意見をいただきながら、効率的に会議を進めたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に従い進めてまいりますが、まず、当審議会条例の施行規則第3条に基づきまして、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、半田和男委員と熊本和夫委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。本日の議題といたしまして、平成19年11月20日付宮都第379号、平成19年11月20日付宮都第380号、平成19年11月20日付宮都第381号にて市長

から諮問がなされております。

審議内容は、開催通知でご案内しております、

・「宇都宮都市計画用途地域の変更」について

宇都宮テクノポリスセンター地区（宇都宮市決定）と

・「宇都宮都市計画地区計画の変更」について

宇都宮テクノポリスセンター地区（宇都宮市決定）及び

・「宇都宮都市計画防火地域又は準防火地域の変更」について

一条地区及び駅東地区（宇都宮市決定）

の3件の審議事項がございます。

永井議長　　まず、審議に先立ちまして、会議の公開、非公開について確認いたします。

本日の審議案件につきましては、会議は公開としてよろしいでしょうか。

委員全員　　異議なし

永井議長　　それでは、議事に入ります。

「議案第1号」及び「議案第2号」につきましては、ともに宇都宮テクノポリスセンター地区における議案でありますので、一括してご審議いただきたいと思いますと考えますがよろしいでしょうか。

委員全員　　異議なし

永井議長　　審議に入る前に、事務局より説明をいただき、その後、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。事務局より説明をお願いします。

関幹事　　都市計画課長の関でございます。

それでは、お手元の資料に基づいてご説明いたします。

議案第1号「宇都宮都市計画用途地域の変更」及び

議案第2号「宇都宮都市計画地区計画の変更」についての2議案は、いずれも「宇都宮テクノポリスセンター地区」の都市計画の変更で共に関連がありますので、一括してご説明させていただきます。

また、各議案に添付してあります資料につきましては重複する部分

がございますので、重複する資料につきましては適宜割愛させていただきますので、あらかじめご了解をいただきたいと思います。なお、この2議案につきましては、宇都宮市決定の案件であります。説明につきましては、議案第1号と議案第2号の概要を説明したあとA3版の説明資料1に基づき詳細に説明させていただきます。

まず、議案書についてご説明いたします。議案第1号の「宇都宮都市計画用途地域の変更」の1ページ目をお開き下さい。用途地域変更後の各用途地域の面積の一覧表でございます。太字になっております第1種低層住居専用地域及び第1種住居地域が変更される部分でございます。

2ページをご覧ください。変更前と変更後の対照表でございます。こちらにも太字になっているところが変更される部分で、()が変更前の数字となっております。第1種低層住居専用地域の面積が約521.4haから約511.0haへ約10.4ha減少し、第1種住居地域が約3,074.2haから約3,084.6haへ約10.4ha増加するものでございます。

3ページをお開き下さい。宇都宮テクノポリスセンター地区内の用途地域面積の変更対照表でございます。先ほどの第1種低層住居専用地域と第1種住居地域が約10.4haの増減を表したものであります。

次に4ページをお開き下さい。総括図でございます。赤の実線で囲まれたところが宇都宮テクノポリスセンター地区の位置を示しております。

5ページをお開き下さい。計画図でございますが、6ページの参考図とあわせてご覧いただきまして、左側が北となっております。地区の中央部に東西に配置されたテクノ中央通り沿道を第1種低層住居専用地域から第1種住居地域に変更しようとするものでございます。区域の幅といたしましては、テクノ中央通りの沿道両側の南北の一街区につきましては区画道路までの中心までとし、区画道路のない大街区につきましては、テクノ中央通りの道路境界から40メートルまでの区域でございます。

続きまして議案第2号の「宇都宮都市計画地区計画の変更」についてであります。

1ページ目をお開き下さい。当地区の地区計画の計画書でございます。アンダーラインが引いてあるところが変更される部分でございます。左側の「地区計画の目標」におきましては少子高齢化社会に対応

した利便性を備えた安心・安全なまちづくりを行うため新たに「コンパクトで歩いて暮らせるまちづくりを目指す」を追加するとともに、下の枠の「その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針」の上から6行目にアンダーラインが引いてありますが新たに「沿道住宅地区」と致しまして下の5番にありますように「沿道住宅地区」については「建築物の用途、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置、建築物の最高の高さ、建築物等の形態又は意匠」の制限を行うものがあります。

2ページをお開き下さい。中ほどの枠にありますように用途地域を変更する部分10.4haを、「沿道住宅地区」としてご覧のような建築物を制限いたします。

3ページをお開き下さい。「沿道住宅地区」の地区では下から3番目の枠に記載されておりますように建築物の高さの最高限度を15メートル以下にしたいと考えております。

次に5ページをお開き下さい。計画図でございます。

以上が議案書となっておりますが、詳細につきましては、A3版の説明資料1でご説明させていただきます。それでは、A3版の説明資料1の1ページをご覧ください。

まず、「1の宇都宮テクノポリスセンター地区における都市計画の概要」であります。当地区は宇都宮市の中心部から、東へ約9キロメートルの鬼怒川左岸に位置しております。『宇都宮テクノポリス計画』の中核的な拠点として、「産・学・住・遊」の各機能が結びつき調和のとれた潤いのある居住環境の確保と文化・レクリエーション等が充実した個性的でアメニティに満ちた都市空間の形成を図ることを目的とし、平成6年に市街化区域に編入し、土地区画整理事業の決定を経まして、平成9年から認可を得まして事業を進めております。また、平成14年には、まちづくりの方針を将来においても守り、育てていくために地区計画を決定し同時に、用途地域の変更も行ったところでございます。

次に「2の宇都宮テクノポリスセンター地区における都市計画決定の経過」ですが、先ほどの説明と重複いたしますが、平成6年12月に市街化区域へ編入し、用途地域を決定しました。他に土地区画整理事業の決定と都市計画道路の決定及び変更をしております。平成7年11月には、公共下水道排水区域へ編入し、平成9年4月に土地区画

整理事業の認可を受けました。平成14年11月に地区計画の決定と用途地域の変更を行い、平成15年から19年にかけて、都市計画道路の決定及び変更を行っております。

次に右側の位置図でございますが、赤線で囲まれたところが宇都宮テクノポリスセンター地区でございます。面積は約178haで地区の北側には来年の春に暫定2車線で開通予定の「新鬼怒川渡河道路」があり、西側には鬼怒川、南側は清原工業団地や清原台住宅団地、東側は芳賀工業団地となっております。

2ページ目をお開き下さい。「3の変更する都市計画の内容」についてご説明いたします。まず、都市計画変更の趣旨であります。少子高齢化への対応が急がれており、都市計画制度におきましても集約型都市構造への転換に向け「まちづくり3法」の柱であります都市計画法が改正されたところであります。法改正の趣旨を踏まえ、環境負荷の少ないコンパクトで持続可能な「まち」として歩いて暮らせるまちづくりを目指し、身近なところに生活利便施設等を配置するため、テクノ中央通り沿道1街区の用途地域及び地区計画の変更をするものであります。

(1)の「用途地域の変更」であります。左側の図をご覧ください、現在の変更前の用途地域であります。みどり色の部分が「第1種低層住居専用地域」、黄色が「第1種住居地域」、オレンジ色「第2種住居地域」、薄紫色が「準工業地域」となっております。現在みどり色のテクノ中央通り沿道を、右の図のように赤線で囲まれた部分を第1種低層住居専用地域から第1種住居地域に変更しようとするものであります。現在の第1種低層住居専用地域では、小規模な住宅や店舗・事務所などの併用住宅や公共的な建築物などしか建築できませんが、第1種住居地域では、延床面積3,000平方メートル以下の店舗や事務所、自動車教習所、ボーリング場などのスポーツ施設、小規模な工場などが建築できるようになります。

これらの建築物は、周辺の閑静な居住環境に影響を与える恐れもありますので、次にご説明します地区計画で制限しようとするものであります。

次に、3ページ目をお開き下さい。(2)の「地区計画の変更」ですが、先ほどご説明いたしましたとおり、周辺の良い居住環境と調和するように地区計画を変更するものであります。

まず、建築物の用途の制限であります。表にありますように建築物の用途の制限は店舗及び飲食店で、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの。階数は2階までとします。工場、自動車修理工場、床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎、自動車教習所、ボーリング場、スケート場、水泳場などのスポーツ施設、危険物の貯蔵・処理施設などを規制しようとするものであります。また、建築物の最高の高さを15mといたします。その他、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物の形態又は意匠の制限」は従来どおりで、変更はございません。

今回の変更につきましては、「広報うつのみや」及び「ホームページ」でお知らせし、平成19年9月14日から9月28日まで都市計画法第16条に基づく素案の縦覧を行いました。

縦覧者は6名で、意見の申し出はありませんでした。

また、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を平成19年11月2日から11月16日まで行いました。縦覧者は4名で意見書の提出はありませんでした。

以上で説明を終わります。どうぞ宜しくご審議お願いいたします。

永井議長 事務局からの説明が終わりました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

荒井委員 変更しようとする地区については、比較的小規模の店舗、商店街の様なまちづくりを出来るようにしようという理解でよろしいのですか。

関幹事 その通りでございます。

荒井委員 そうしますと、それに面する道なのですが、テクノ中央通りは道幅とか構造は、大体決まってくるのでしょうか。

鈴木書記 テクノ中央通りは、全幅16mの都市計画道路です。第1種住居地域を想定しまして、交通シミュレーションを行い、その中で、交通量に十分対応できる道路であるということを確認しております。

永井議長 セットバックは無いのですよね。

鈴木書記 道路の拡幅は、ありません。

飯塚書記 補足ですが、壁面後退は地区全体で1m道路から後退することになっております。その変更はございません。

関幹事 壁面後退は両側1mしますので、合計18mの空間ができるということです。1mについては、道路ではございませんので、18mのオープンスペースができるということでございます。その1m土地については個人の宅地であり、道路ではございません。

永井議長 塀などは建ってしまうのですね。

飯塚書記 はい。あくまでも建築物の壁面後退でございますので、塀とか垣柵とか、そういったものは出来る可能性がございます。

永井議長 これを見ると、1つの街区になっているのですが、実際にロットを切った時にはどうなっているのですか。背割り線が入っていますか。おそらく住宅地ですと、テクノ中央通りと裏側の区画道路の間において、背割りしているのではないかと思います。どのようになっていますか。

鈴木書記 街区の場所によりまして、区画整理の換地を受ける方の所有地の大きさなどによって、背割りのある部分、又は街区両端まで換地を受けるという2つのタイプがあります。

永井議長 どちらが多いのですか。

鈴木書記 街区全体の幅で換地を受ける所有者が多いです。

永井議長 テクノ中央通りに面していない一部については、裏側の区画道路から入る宅地になりますが、そこも用途変更をするということになっているわけですね。いかがでしょうか。まちの作り方としては、歩ける

まちに、高齢者の方が住みやすいまちにするということで、今まで全て住宅地であったところの、真ん中のところに商業を入れて、お年寄りも歩いていける範囲で商業のサービスをした方がいいのではないかというお話です。

ただ、このようにしますと、どうしても用途は緩くなりますから、閑静な住宅地とは少し違った雰囲気、街並みになっていくということで、どちらがいいかとなりますが、今説明があったような趣旨で緩くする一方で、高さは15m以下、商業の面積は1,000㎡以下にするということです。ところで1,000㎡というのはどの程度の施設なのですか。

関幹事 平均的に1,000㎡というのはファミリーレストラン、小型のスーパーマーケットなどでございます。

永井議長 そうすると、駐車場がついたファミリーレストランのようなものが出来る可能性は、あるのですね。では、特にご意見が無ければ、原案通り承認という形でよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

永井議長 はい。ありがとうございました。では原案どおり「異存なし」と答申することといたします。

それでは第3号議案ですが、説明をお願いします。

関幹事 議案第3号「宇都宮都市計画防火地域又は準防火地域の変更」についてご説明いたします。一条地区及び駅東地区につきまして準防火地域の指定を行うものであります。お手元の議案第3号及びA3版の説明資料2をご覧ください。最初に議案第3号であります。ページが抜けており誠に申し訳ありませんが1枚目をご覧ください。計画書になります。防火地域を約76.3ha、準防火地域を約396.7haに変更するものであります。

次に2ページをご覧ください。変更概要であります。防火地域は変更ありませんが準防火地域を新たに約19.9ha指定をするものであります。

3 ページをご覧ください。総括図であります。この度、準防火地域を指定しようとする一条地区は「一条2丁目」の一部、約0.9ha、駅東地区は、「宿郷1丁目、宿郷2丁目、宿郷5丁目、築瀬4丁目、築瀬町及び平松町」の各一部、約19haであります。

4 ページをご覧ください。一条地区の計画図でありますが左側が北となっております。赤線で囲われた区域が対象区域で、東京街道と平成通りの交差部に位置し、用途地域は近隣商業地域に指定されております。

5 ページをご覧ください。駅東地区の計画図であります。同じく赤線で囲われた区域が対象区域であります。JR宇都宮駅南部から国道4号バイパスまでの区域で、用途地域は商業地域と近隣商業地域に指定されております。

続きまして、説明資料2をご覧ください。「1の都市計画変更の趣旨」についてご説明いたします。防火地域及び準防火地域は、都市防災上の観点から、建築物の密集した市街地の火災の危険を防除するとともに、延焼火災からの安全確保を図るため指定するものであり、主に商業地域、近隣商業地域において指定されるものであります。しかし、当該地は、準防火地域を指定すべき用途地域であります。現在、準防火地域としての指定がされていない状況にあることから、火災の危険を防除及び延焼火災からの安全確保を図る必要があるため、準防火地域の指定をしようとするものであります。

次に「2の対象地区の位置と現況等」についてであります。この度、準防火地域の指定を検討している地区は、一条地区が、一条2丁目の一部、で用途地域は、近隣商業地域で約0.9ha、駅東地区が宿郷1丁目、宿郷2丁目、宿郷5丁目、築瀬4丁目、築瀬町及び平松町の各一部であります。面積は約19haでそのうち商業地域が約12.5ha、及び近隣商業地域が約6.5haとなっております。一条地区は平成通りの開通により現在の街区が形成され、駅東地区は主に駅東第2土地区画整理事業により形成された地区であります。近隣商業地域の容積率は2地区とも200%、で建ぺい率は80%であります。駅東地区の商業地域の容積率は400%、建ぺい率は80%に指定されており、住居系用途地域に比べ、容積率及び建ぺい率が高く定められております。

用途地域の指定状況についてであります。資料の3ページの「6

の参考図」をご覧ください。当該地区周辺の用途地域を示したものであります。図の左側は一条地区周辺の近隣商業地域は準防火地域に、また、右側の図は駅東口地区周辺の、用途指定状況であります。図の上辺に赤の細い点線で区切ってありますが容積率600%の商業地域で防火地域に指定されております。図の中央部で容積率が400%の商業地域は準防火地域に、指定しております。

今回、赤の太い点線で囲われた区域がまだ準防火区域に指定されておりましたので、この度、準防火地域の指定をしようとする区域であります。恐れ入りますが再び1ページに戻って頂きまして右側「3の上位計画による位置づけ」についてであります。平成15年に策定しました『第4次宇都宮市総合計画改定基本計画の基本方針』におきまして市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めるため、市民・事業者・関係機関・行政が一体となった防災体制の強化に努めるとともに、市民の生命と財産を守れる消防力や救急・救助体制の充実、自然災害などを未然に防止できる防災型都市基盤の整備に努める。とされております。

次に「4の防火地域及び準防火地域の指定基準」であります。平成6年の新用途地域等決定基準におきまして、防火地域及び準防火地域は、市街地の不燃化を促進し火災に強い都市を形成するため、道路などの都市施設の整備状況等を勘案しながら、建築物等の耐火性を高める必要のある地域に定める。とされております。

(1)の指定すべき地域としましては、火災による延焼の危険性の高い地域、中心市街地、避難地、避難路周辺等の安全性を確保する必要のある地域となっております。

(2)の指定すべき具体的地域としましては、原則として、建ぺい率が80%の地域は、防火地域または準防火地域を指定する。容積率が300%以上の地域は、防火地域または準防火地域を指定する。容積率が500%以上の地域は、防火地域を指定する、とされております。

次に「5の都市計画案の内容」につきましては、都市の災害に対する安全性を高め、火災の危険を防除し、延焼火災からの安全性を確保する目的から、今回新たに準防火地域に定めるというものであります。

資料2ページをお開きください。変更内容を示したものであります。

す。左側が一条地区で右側が駅東地区であります。それぞれ上の図が変更前の準防火の指定状況で、下の図は赤の点線で囲った区域が指定の無い区域で今回ご審議を頂きます準防火対象地区となります。

今回の変更につきましては、「広報うつのみや」及び「ホームページ」で縦覧のお知らせをし、平成19年9月4日から平成19年9月18日まで都市計画法第16条に基づく素案の縦覧を行いました。縦覧者は2名で、意見の申し出はありませんでした。

また、10月10日に宇都宮市役所本庁舎において公聴会を開催いたしました。傍聴者、意見公述人はありませんでした。

平成19年11月2日から11月16日まで都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行いました。縦覧者は3名で、意見書の提出はありませんでした。

以上をもちまして、一条地区及び駅東地区における準防火地域の指定に関する説明を終わります。宜しくご審議のほどお願いいたします。

永井議長 この件に関してご質問等いかがでしょうか。では、特に一条地区の方なのですが何故今やるのでしょうか。

鈴木書記 平成18年に、県下一斉に行われます基礎調査を実施いたしました。その中で基盤整備の状況や、建物の建築年数を調査した結果、建物の建替えの時期にもありますし、基盤整備も十分に進んで終わっているという状況であります。また、指定基準にも照らし合わせて災害に強いというまちづくりを進めるために、今回の指定をするものであります。

永井議長 そう意味で見ると、駅東地区のほうの区画整理のところではずっと建替えがあって、もう建ち上がっているのだと思うのですが、その時に、あなたの所は準防火になるのですよとか、建築確認等の時にやったのか、あるいは逆に言うと、今現在不適格の建物というのはこのエリアの中にどれ位あるのですか。

鈴木書記 はい。駅東地区につきましては、この地区に対象建物は約350件あります。そのうちの約半数が木造建築でございます。

永井議長 区画整理のところは順番が逆のような気がするのだけれども。出来たばかりの家が不適合だよという事例があるのかどうか。

鈴木書記 現在建っているものにおいても、既存不適合という状況の建物もあります。

永井議長 これから新しく都市計画決定等をする時、順番をどうしたらいいのかと議論する余地があるのではないかなと思います。建築確認に間に合うように都市計画決定をしておくべきだと思うのですが。

関幹事 区画整理につきましては、現在城東地区で事業をしておりますけれども、会長がおっしゃいますように、家屋移転補償等の問題がございますけれども、やはり事前にそういった手続きが必要であると、今後の事業の中で検討課題とさせていただきたいと思います。

荒井委員 準防火地域の指定がかかると、既存の不適合建築物というものはどうなるのですか。例えば、一定の期限までに取り壊さなければいけないとかそういう制限がかかるのかどうか。

鈴木書記 すぐに構造的なものを変わるとかいうことはありません。今後改めて建築確認を取る時に、新たな基準で対応をお願いしたいということです。

荒井委員 それなら、会長のおっしゃるようによめに指定をするのが当然ではないかと思えますよね。止むを得ない負担ということであれば、規制を優先して考えないと、不都合が起きますよね。

永井議長 地区計画などを見ていると、順番が違うのではないかと思うときがあります。せっかく決定するのであれば、早い時期に決定するとか、工夫する必要があるのではないかと思います。

関幹事 特に一条地区に関しては、平成通りが開通してから大分時間が経っておりまして、ご指摘の通り住民に著しい負担がかかるのではないわ

けですから、早めに指定するべきだったということは認識しております。今回の指定によりまして本市全体の商業地域と近隣商業地域の防火関係の指定は全て終わりとなります。

永井議長　それからもう1つ、不適合が約半数ある地域というのはどうなんでしょうか。地元の方から何の意見もありませんでしたが、約半数が木造建築物で近隣商業というのはどうかなという気がしないわけではないのです。その辺は都市計画課ではどうでしょうか。

鈴木書記　先ほど、木造建物が約半数あるということでお話をいたしました。建物の建っていない土地の割合が約50%ありますので、建物の建っている土地の中の約半分の建物が木造建築物ということになります。

永井議長　だけど、地元の方は、準防火地区を指定してでも近隣商業地域のまの方がいいということですか。色々な見方があるので何とも言えないのですが、近隣商業で、準防火地域が指定されることに対しては、ほとんど抵抗が無いということですか。

鈴木書記　地元説明会や、縦覧等の中で地元の方とお話をする機会がありましたが、その中では、昨今の地震等で安全に対する関心が高まってきておりますので、準防火の指定に対しては積極的にしたいという意見が多くありました。

永井議長　そうですか。では他に何かございますか。無いようであれば今日の審議はこれで終わりということになります。その他ございましたら。

鈴木委員　テクノポリスの方の計画ですけれども、全体が住宅として居住するとなった時に、だいたいどれ位の戸数になって、そうなった時に子供さん達の学校がどういうふうになるのか。

鈴木書記　はい。計画戸数が3,990戸を予定しております。計画人口は13,000人でございます。また、学校のお話がありましたが、学区としましては、清原中央小学校が学区となります。昨今の少子化や市

内の団地開発の状況等を基にして、児童数を推計しましたところ平成32年にはテクノ地区、及び既存のテクノ地区外を合わせまして約700人程の児童数になると想定しております。これを35人学級で想定した場合24の教室が必要となります。清原中央小学校には現在26の教室がありますので、間に合うと考えております。

永井議長 宇都宮市は、通学時間が長い児童でどれ位ですか。

鈴木委員 小学校は子供の足で30分くらいではないでしょうか。

永井議長 私は東京にいたもので、学区が大きいなと感じます。石井地区の小学校なんかもずいぶん遠いなと感じています。

他にありますか。よろしいでしょうか。それでは、原案通り「異存なし」ということでよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし

永井議長 では、議案第1号、第2号及び第3号につきまして原案通り「異存なし」と答申いたします。これをもちまして第34回宇都宮市都市計画審議会を閉会いたします。

長時間のご審議ありがとうございました。

事務局 ご審議ありがとうございました。

宇都宮都市計画審議会

会 長 永 井 護

議事録署名委員

半 田 和 男

議事録署名委員

熊 本 和 夫